福祉文教委員会資料
令和8年11月5日

介護保険サービス事業所に対する行政処分について

○ 行政処分の対象法人

(1)法 人 名　合同会社　縁恵社（えんけいしゃ）

(2)代表者名　代表社員　鬼頭（きとう）　紀行（のりゆき）

(3)所 在 地　福岡県飯塚市津原637番地1

○ 処分権者

飯塚市長　武井　政一

○ 処分対象事業所

(1)対象事業所

・サービスの種類　地域密着型通所介護事業
・事業所名　デイサービスセンター　おに福
・届出上の所在地　福岡県飯塚市津原637番地1
・指定年月日　令和3年4月1日

(2)処分内容

・指定の全部効力停止6月(介護保険法第78条の10第8号該当)
・効力発生日　令和8年11月1日

(3)処分理由

①　介護報酬の不正請求

・個別機能訓練加算の算定については、機能訓練指導員等が個別機能訓練計画書を作成し、利用者及び家族に対し、当該計画書の内容について、説明し、同意を得て、当該計画書を交付しなければならないものを少なくとも令和7年5月以降、計画書の作成及び交付を行っていないにも関わらず、個別機能訓練加算を算定したこと。

※不正請求額・・・・・　862,464円
加算金(40%)・・・・　344,985円
不正請求返還額・・・ 1,207,449円

○ 処分対象事業所

(1)対象事業所

・サービスの種類　第一号通所事業(介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の通所事業)

・事業所名　デイサービスセンター　おに福

・届出上の所在地　福岡県飯塚市津原 637 番地 1

・指定年月日　令和 3 年 4 月 1 日

(2)処分内容

・指定の全部効力停止 6 月(介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 6 号該当)

・効力発生日　令和 8 年 11 月 1 日

(3)処分理由

①　一体的にサービスを行っている地域密着型通所介護事業において、不正請求の介護保険法違反が認められたこと。

【主な経緯】

令和 7 年 5 月 20 日	運営指導から監査へ移行 事業所内で、個別機能訓練計画書確認できず。
令和 8 年 6 月 23 日	運営指導から監査へ移行 個別機能訓練計画書の作成・説明・同意の実施状況が確認できず。
令和 8 年 7 月 24 日 ・27 日	事業所職員からの聴き取り 個別機能訓練計画の作成、説明、同意及び交付等の算定要件を満たさないまま、個別機能訓練加算を算定していることを確認。
令和 8 年 8 月 13 日 ・19 日	利用者からの聴き取り 個別機能訓練計画書の説明・同意及び交付が行われていないことを確認。
令和 8 年 10 月 9 日	聴聞の実施
令和 8 年 10 月 21 日	行政処分通知
令和 8 年 11 月 1 日	指定の全部効力停止 6 月の効力発生日

以上